

令和 5 年
第 2 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和5年第2回立川市農業委員会総会日程

日時 令和5年2月24日（金）午後3時

会場 205会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
 - (1) その他
- 6 閉会

令和5年第2回立川市農業委員会総会

令和5年2月24日（金）

立川市役所205会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 2 分 開会

議長 本日は、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。また、先日の農業者大会には結構長時間、1日がかかりということで、大変お疲れさまでございました。

それとあと、2月17日に立川市のうど品評会が実施されて、農業委員会会長としても表彰を授与いたしましたので、こちらについても報告をさせていただきたいと思います。

本日は一番時間的に、全員協議会のほうで、皆さんから農業委員の改選についてのことで、先日、2月20日に支部長さんを、JAでやったんですけれども、なかなかお互いうまく話が、要は、つかなかったというところがありまして、今日はその件につきまして皆さんに、また改めて報告と、御意見を聴かせていただいて、今日は進めていきたいと思います。こちらのほうにかなり時間を割くような形になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和5年第2回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席をいただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名です。今回は10番の田中委員、11番の横幕委員にお願いをいたします。

なお、事務局より資料の追加、訂正があるとのことでございますので、説明をお願いいたします。

係長 本日、全員協議会のほうでお話しさせていただきます、全員協議会の日程のほう、幹旋とか日程の関係、新聞の関係等で、その他の部分でお話しさせていただこうと思った部分について項目ごとに分けたものを追加させていただきました。幹旋につきましては、皆様に送付させていただいた後、幹旋の手続のほ

うがほかの部局から来ましたので、ちょっと間に合いませんでしたので、こちらのほうで追加させていただきます。

また、今、会長からお話がありました、JAの支部長説明会の中での話についての資料もお配りさせていただいておりますので、後ほど確認しながら御議論していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

資料としましては、幹旋の資料、日程の資料、あと、JA支部長説明会での資料という形になりますので、御確認いただければと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、報告事項に移りたいと思います。（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第８号の規定による届出が７件、（３）農地法第５条第１項第７号の規定による届出が６件。一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、初めに報告事項（１）事務報告を行います。恐縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

１月３０日（月）、北多摩西部地区農業委員会検討会が国分寺市役所で開催をされまして、会長、職務代理、局長、係長が参加をいたしました。

２月３日（金）、令和４年度北多摩地区農業委員会連合会優秀農業経営者表彰式が清瀬市役所で開催をされまして、会長、次長が参加をいたしました。

２月１６日（木）、第６４回東京都農業委員会・農業者大会がJ：COMホール八王子で開催をされまして、農業委員、事務局が参加をいたしました。

２月２０日（月）、第２５期農業委員会等選出に関するJAの支部長説明会が立川市役所で開催をされまして、会長、職務代理が参加をいたしました。こちらは本来、１０日（金）に予定をしていたものでございますが、降雪のため延期をさせていただきました。

委員会といたしましては、２月１５日（水）、総会に向けた現地調査、２４日（金）午後３時より第２回総会、終了後、全

員協議会を、また、2月16日（木）、顕彰事業受賞者祝賀会をホテルエミシア東京立川で開催いたしました。

明日以降の予定でございます。

3月3日（金）、主任職員協議会がJ A東京南新宿ビルで開催予定でございます。事務局が参加予定となっております。

3月13日（月）、農地関連法改正対応検討会がJ A東京南新宿ビルで開催の予定でございます。事務局が参加予定となっております。

委員会といたしましては、3月15日（水）、総会に向けた現地調査、24日（金）午後2時より第3回総会、終了後、全員協議会の開催を予定しているところでございます。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出7件について御報告申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は西砂町1丁目の5筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は392.49㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は西砂町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は1,314㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は西砂町1丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は254㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は上砂町3丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は公衆用道路及び宅地。面積は139㎡。転用目的は住宅兼商業用地でございます。

5件目。農地の所在は上砂町2丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1118.46㎡。転用目的は駐車

場用地でございます。

6件目。農地の所在は柏町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は121㎡。転用目的は住宅用地でございます。

7件目。農地の所在は柴崎町4丁目の2筆。地目は、登記簿上が田、現況は宅地。面積は855㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

続きまして、報告事項(3)農地法第5条第1項第7号の規定によります届出6件につきまして御報告申し上げます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は砂川町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積が701㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は上砂町5丁目の3筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は1,262㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は栄町2丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は569㎡。転用目的は住宅用地でございます。

4件目。農地の所在は一番町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は144㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は若葉町1丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は道路及び畑。面積は81㎡。転用目的は住宅用地でございます。

6件目。農地の所在は砂川町3丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は604㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1件を議題に呈します。なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や現地調査に当たった委員の補足説明の終了後に、農地を譲り受けるに当たって、これらの経営方針について意思確認をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について御説明いたします。

議案第1号、譲渡人、譲受人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を2月15日、会長、鈴木和昌委員、横幕委員、事務局で行いました。

農地の権利移転・設定については、農地法第3条第2項に許可することができない場合が列举されております。

①として、必要な機械の所有状況や従事者の数から見て、効率的に利用して耕作をすると認められない場合。こちらは全部効率利用要件となります。

②として、農業従事者が農作業に年間150日以上常時従事することが認められない場合。こちらは常時従事要件となります。

③として、農業経営面積が当該取得予定の農地を含め50aに達しない場合。こちらは下限面積要件でございます。

④として、農地の集団化、農作業の効率化等、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる場合。こちらは地域との調和要件となります。

以上の要件を全て満たすと認められる場合、農地の権利設定の許可を受けることができるということでございます。

今回許可を受けようとする申請農地は西砂町1丁目の1筆になります。略図を御覧ください。この農地は、西武立川駅の北側にある宅地化農地で、売買による権利移転申請を行ったものです。

許可要件①、全部効率利用要件。農地について効率的に利用して耕作が可能かどうかの判断ですが、現在、御本人以外の世帯員も農業に従事されており、また、現地調査の際、トラクター等も確認済みで、労働力及び器具についても問題ないと考えられます。

許可要件②、農作業常時従事要件ですが、譲受人は年間280日、妻、娘、婿も250日以上従事されておりますので、要件を満たしているものと考えます。

許可要件③、下限面積要件は、現所有面積のみで50aを超えており、問題ありません。

許可要件④、地域との調和要件ですが、現在隣接地で耕作、営農されており、地域での関係性も良好であることから、要件として問題はないものと考えられます。

以上のことから、申請内容は、農地法第3条第2項に規定する許可をすることができないものではないと考えてございます。

議案第1号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

3条に基づく許可申請の調査につきましては、本来、隣接委員にも確認いただくところでしたが、今回、農地が小規模であったことから、地区委員のみとさせていただきます。

調査を担当された委員さんから補足説明をお願いいたします。

地区委員の鈴木和昌委員、お願いいたします。

- 17番 境界の確認ができました。なお、この農地は現在、元の所有者のネギ等が植えてあったり、植木等がかなりあったんですけれども、これを伐根、伐採した後には所有権の移転をすることですので、更地になってからの移転ですので、問題は

ないかと思えます。

また、隣、東側が、この譲受人の農地でありまして、一体となるので問題はなく、また、図面のほうの「ゆうちょ」と書いてあるあたりが別の所有者になって、飛び地になってしまうんですけれども、ここは話合いで、トラクターであつたりが通るときは、農道を作って通れるようにしておくということです、問題はないと思えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

すみません、あと、横幕委員も当日調査していただきましたので、横幕委員もお願いします。

1 1 番 境界、それから農機具について確認をしました。伐根についても了承済みということでしたので、全ての点において問題はないと思えました。

議長 ありがとうございます。

当日は、あと、不動産屋さんの方ですかね。業者の方も当日来ていただいて、全て石等も確認をしまして、これは、先ほど地区委員の鈴木委員からもお話があったように、全てきれいに伐根した後、この方に譲受けをするということでございますので、こちらについては問題はないかと思えます。

それでは、ただいま説明がありました件について何か御質問、確認事項がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、許可を前提として申請人に意思確認等を行いたいと思えます。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 先日は、どうもありがとうございました。

本日は、大変お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には農地法第3条の規定による許可申請について、十分御理解を得ていると思えますが、申請農地につきましては、

農業委員会総会において、その意思を改めて確認させていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、金子職務代理から質問をお願いいたします。

2 番 本日は大変御苦勞さまです。幾つか質問させていただきたいと思います。

農地法第3条の許可に当たっては幾つかの要件があります。経営農地について効率的に利用し耕作することや、その事業に必要な機械の所有状況などです。

そこで、現地調査の際にも確認をさせていただきましたが、本日、改めて2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目。今回権利を取得される農地を含めた経営農地の肥培管理や、今後の生産物及び作業計画についてのお考えをお聞かせください。

2つ目に、農作業の必要な常時従事者の確保などについて、どのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

よろしく申し上げます。

申請人 今度購入する土地なんですけれども、現在、かなり木が植わっているんですよね。更地にしてから購入するということになっているんですけれども、野菜を作る予定なんですけれども、ただ、すぐ野菜ができるというものではないから、少し期間がかかると思うんですけれども。その点よろしく申し上げます。

2 番 それはそれ、機械とかは十分にあるということですよ。自分で確保している農機具などは。

申請人 トラクターとかユンボとかは一応ありますけれども。

2 番 必要な常時従業員というのは、やっぱり御家族ですか。御家族だけで……。

申請人 ではなくて、養鶏場をやっているもので、3人ぐらいですか。人を雇って。息子のほうでやっていますけれども。

2 番 分かりました。すみませんでした。

今度は養鶏プラス野菜ということで、ちょっと手広く、大変になると思いますけれども、体等に十分気をつけて、家族で楽しく農業をやっていただければいいと思います。よろしくお願

いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員さんで質問がある方は、お願いしたい
と思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、ないようでしたら、私のほうからも何も質問は
ないんですけれども、申請人のところは、もう養鶏をやってい
まして、鶏ふんもたくさんありますから、それを入れてもらえ
ば、すぐ野菜もよくできるんじゃないかと思いますので。

そうしたら、また野菜のほうを、何かニンジンを作られると
いうことみたいですよ。

申請人 はい。

議長 なので、野菜を植え付けして、肥培管理のほうもお願いし
たいと思います。

それでは、ぜひ御家族と協力して耕作をしていただきたいと
思います。

本日は、ありがとうございます。これで終わりにいたしま
す。これで終了になります。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申
請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたし
ます。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、許可すること
に決めます。ありがとうございます。

続いて、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証
明について、8件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いします。

次長 それでは、議案第2号、農地相続人の住所、氏名についま
しては記載のとおりでございます。

現地調査を2月15日、申請者、鈴木会長、内野委員、鳴島
委員、鈴木和昌委員、岡部委員、横幕委員、事務局で行いまし

たので、調査結果を御報告いたします。

議案第2号の1、若葉町2丁目の1筆と3丁目の3筆になります。略図1-1を御覧ください。略図1-1は、五日市街道の若葉町団地入口交差点の北西、自宅裏に広がる農地で、植木を生産されておりました。シラカシやヤマボウシ、モミジなどが整然と植えられており、肥培管理は良好でした。境界も確認できました。略図1-2を御覧ください。略図1-2は、五日市街道の若葉町団地入口交差点の南側に広がる農地で、北側の農地と同様、植木の生産が行われておりました。肥培管理も良好で、境界も確認できてございます。

続いて、議案第2号の2、砂川町3丁目の2筆になります。略図2を御覧ください。略図2は、砂川三番の北西、自宅裏側に広がる農地で、委託している植木の生産を、一部では自家消費用の大根、ネギなどの野菜も作られておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の3、砂川町2丁目の1筆と3丁目の2筆になります。略図3-1を御覧ください。略図3-1は、砂川三番の北西、自宅裏側に広がる農地で、次郎柿や富有柿などの果樹類が植え付けられておりました。剪定を行ったばかりで、きれいに管理されておりました。肥培管理は良好でしたが、北東の民家との境界に土が盛られ、かつ、シート類で覆われていたため確認できませんでした。今後、棒など目印となるものを立てておくよう委員より指導がございました。略図3-2を御覧ください。略図3-2は、砂川三番の南、昭和記念公園砂川口の北側に広がる農地で、ブルーベリーが植えられておりました。肥培管理は良好でしたが、北側の境界が隣地所有者との間で確定していないとのことで、不明確な箇所がございました。次回の調査時には棒など目印となるものを立てておくよう、委員より指導がございました。

続いて、議案第2号の4、砂川町8丁目の3筆と上砂町4丁目の1筆になります。略図4-1を御覧ください。略図4-1は、五日市街道の立川九小交差点の北、自宅前に広がる農地で、

ソヨゴなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。梅の木が大きくなり過ぎており、販売できるような状態に剪定するよう、委員より指導がございました。略図4-2を御覧ください。略図4-2は、上砂川小学校の東、西武拝島線の北で、東西に分かれて農地が広がっておりました。ソヨゴやヤマボウシなどの植木生産を中心に、一部、自家消費でハウレンソウやネギ、大根も作られておりました。肥培管理は良好で、境界も全て確認できました。

続いて、議案第2号の5、上砂町4丁目の3筆と、5丁目の2筆になります。略図5-1を御覧ください。略図5-1は、武蔵砂川駅の北側に広がる農地で、コニファーやコナラ、クヌギなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図5-2を御覧ください。略図5-2は、五日市街道の立川九小北交差点の北、自宅裏側に広がる農地で、コニファーを中心とした植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

続いて、議案第2号の6、西砂町1丁目の5筆になります。略図6-1を御覧ください。略図6-1は、西武立川駅の西、西武拝島線のすぐ北に広がる農地で、お茶の生産をしておりました。大変きれいに剪定されており、肥培管理は良好で、境界も確認できました。略図6-2を御覧ください。略図6-2は、西武立川駅の西、西武拝島線の北、自宅裏側に広がる農地で、西側はお茶の生産、東側はハウレンソウやネギ、白菜などの露地野菜が作られておりました。お茶は、こちらも大変きれいに剪定されておりました。大半の農地の肥培管理は問題なく、境界も確認できました。一部、木が大きく伸び過ぎていたため剪定することや、野菜の残渣を処分するよう委員から指導がございました。

続いて、議案第2号の7、西砂町2丁目の4筆になります。略図7を御覧ください。略図7は、西砂小学校と五日市街道に挟まれた自宅裏に広がる農地で、露地野菜を作られているのですが、端境期のため生産はほとんどございませんでした。

肥培管理は良好で、境界も確認できました。南端の形状が公図と現状が大きく違っておりましたが、地積測量図とは、ほぼ一致するようでした。所有者へ確認しておくよう委員より指示がございました。

続いて、議案第2号の8、西砂町3丁目の3筆になります。略図8を御覧ください。略図8は、五日市街道と西砂川街道の間、林泉寺通りの西側に広がる農地で、シラカシやドウダンツツジ、ハナミズキなどの植木を生産されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できました。

議案第2号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。1番を私、鈴木会長と横幕委員、2番、3番を内野委員、横幕委員、4番、5番を鳴島委員、横幕委員、6番、7番を鈴木和昌委員、横幕委員、8番を岡部委員の順でお願いいたします。

まず、1番を私のほうから報告させていただきます。

この方は、非常に広大な面積の中で植木生産を息子さん2人としておρισして、樹種としてはシラガシとか、そういった大きい植木が中心の生産をしている方でございます。全て境界石のほうも確認し、非常にきれいに管理されています。ということで問題はないかと思えます。

以上でございます。

続きまして、横幕委員、お願いいたします。

1 1 番 この日は大変寒い朝でして、さすがに砂川だという感じがしたんですけれども、大きな霜柱が立っておりました。

畑自体はとてもよく管理されていて、問題はなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番、3番を内野委員、お願いいたします。

8 番 まず、2番の方ですね。この方の家は、ほとんど知り合いの植木屋さんからの植木の委託生産ということで、一部、自宅

消費用の野菜が作られておりました。境界石も確認できましたし、肥培管理も良好で、特に問題ないと思います。

3番の方なんですけれども、この方は、ほぼ果樹の生産で、販売先は、みの一れと、自宅のほうに自販機があって、そちらのほうで販売しているそうです。先ほど説明があったように、ところどころ境界石が分からないところがあったので、棒などを立てて分かるようにしてくださいとお伝えしました。肥培管理は良好で、特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 2番の方は、よく管理されていて、特に問題はなかったと思います。3番の方については、先ほども出ましたけれども、境界石が分からないところは、隣家とのトラブルで、それをきちっとしにくいというところが、なかなか苦心されているようでしたので、石でなくても支柱でいいから置いたらどうかという指導がありました。

以上です。

議長 ありがとうございます。

この3番の方なんですよね。境界石のところも、くいを打っても、確定していないから隣の方から抜かれちゃうらしいんですね。なので、場所を確定しないと、こっちも調査できないのでということで、支柱でもいいから何か目印を立てておいてくださいということで、こちらはお願いをしておきました。

続きまして、4番、5番ですね。鳴島委員、お願いします。

7 番 4番の方なんですけど、現在、息子さんも一緒に、一生懸命植木のほうを行っているということです。特に畑のほうは、自宅の裏のほうなんですけれども、区画も確認でき、肥培管理も良好でした。ただ1点、会長から指摘があったように、梅の木が、ちょっと管理がなされていないかなという感じがありました。切っていただくことで確認していただいております。もう一方の畑のほうは、特に区画もしっかりして、肥培管理も良好

でした。問題がないと思います。

それから、5番のほうなんですけれども、特に畑のほうはきれいになっていて、区画もしっかりして、肥培管理も良好でした。問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 4番の方ですが、この日、息子さんと2人で立ち会ってくれまして、大変息子さんにも期待をしておられる様子がよく分かりました。梅の木について、今おっしゃったとおりで、ほかに問題はありませんでした。

5番の方についても、きれいに管理されていて、問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、6番、7番を鈴木和昌委員、お願いします。

1 7 番 6番の方ですが、図の6-1と6-2の西側は、お茶の木がありまして、きれいに管理されていました。6-2のほうの東側が自家消費用と、お茶は、福生にある親戚の方がお茶園を営んでおりまして、そちらのほうへ出荷しているということなんですけれども、そのお茶園のほうでも野菜の直売をされているということで、そこへ持っていっているようです。ただ、今、残りがあまりなくて、空き地になってしまっている部分が多く、そこで木が伸びていたり残渣があつたりしたので、注意をさせていただきます。境界は確認できました。

7番の方ですが、境界のほうも確認はできたんですけれども、農地の中に植木があつたり、残渣の捨て場があつたりしたんですけれども、現在、春から夏にかけて母屋を含めた家の建て替えをするということで、そのときに業者に頼んで、伐根であつたり整地はしていただくということで、もう話が通っておりますので、夏頃までには改善されるという予定ですので、それ以外は大丈夫です。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 6 番の方ですが、さっき鈴木委員さんがおっしゃったように、一部剪定の指導、残渣の整理の指導がありましたが、特に大きな問題はなかったと思います。

7 番についても同様です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岡部委員、お願いします。

9 番 8 番の方ですけれども、低木の植木が整然と植えられておりまして、管理も大変きれいにされておりました。境界石も全て確認できましたので、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

1 1 番 同じく特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問などがありましたらお願いをいたします。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。議案第 2 号について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。ありがとうございます。

その他、何かございますか。

次長 特段ございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は 3 月 2 4 日金曜日、3 月は、次は 2 時からですので、間違えないようお願いしたいと思います。2 時からで、1 0 1 会議室でございます。1 時間早いので注意

をお願いしたいと思います。

本日も慎重審議をしていただきまして、ありがとうございました。

午後 3 時 4 6 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員